

「次世代育成支援対策推進法」及び 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

全ての従業員が仕事と生活の調和を図りながら従事し、個人の特性を尊重し合い強みを最大限に発揮しながらやりがいを持って働けるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年12月1日～2027年3月31日までの2年4ヶ月間

2. 内容

【狙い】

- ◆次世代育成支援対策推進及び女性活躍推進における諸制度の活躍を推進し、皆がワークバランスを充実させる。
- ◆性別関係なく活躍の機会を提供し、皆がやりがいを持って仕事に取り組み風土を構築する。

目標1: 年次有給休暇取得の促進(1人当たり年間8日以上を目指す)

【正社員、嘱託社員(パートタイマー含む)とも目標日数は同じ】

<対策>

- ・計画と実績データの把握(24年12月～27年3月)

目標2: 男性の「パパの子育て休暇」活用を促進し、取得人数を増やす

<対策>

- ・活用実績の把握(24年12月)
- ・意識変革に向けた啓発、対象者への利用推奨(25年1月～27年3月)

目標3: 女性労働者が男性労働者と同様に仕事にやりがいを持てるように公正な配置、適材適所となるように組織、機会を提供できる体制にする

<対策>

- ・属人的な業務体制の見直し・複数担当制や労働者の「多能工化」による業務のカバー体制の構築(24年12月～27年3月)